

監査報告書

2024（令和6）年5月25日

社会福祉法人「ゼノ」少年牧場
理事長 寶子丸 周吾 殿

監事 安達 俊輔

監事 小山 峰志

私たち監事は、2023（令和5）年4月1日から2024（令和6）年3月31日までの2023（令和5）年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、当該会計年度に係る法人本部ならびに全事業所の事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、法人本部拠点区分ほか22拠点区分における会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 監査における総評及び意見は別紙のとおりです。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 監査における総評及び意見は別紙のとおりです。

以上

監査時の主な聞き取り内容

1. 会計監査

- 1) 繰越金の状況について
- 2) 財産の状況について
- 3) 未収金・未払金の状況について
- 4) 経常資金借入について
- 5) 減価償却および固定資産台帳の整備について
- 6) 就労支援事業会計基準導入に伴う会計処理の状況について
- 7) 新会計基準導入に伴う会計処理の状況について
- 8) 社会福祉充実残額について
- 9) その他

2. 事業監査

- 1) 事業所の運営状況について
- 2) 利用者の状況について
- 3) 職員の配置及び育成の状況について
- 4) 苦情受付や事故対応等の状況について
- 5) 施設・設備整備の状況について
- 6) その他

会計監査報告

2024年5月24日及び25日の両日、見出しについて法人本部理事長をはじめ各経理担当者より計算関係書類に基づき、チェックリストにあわせて聞き取り等で会計監査を行いました。

そのうえで以下の意見を申し述べます。

① 各拠点における、帳簿等のフォーマットの標準化について。

手書き帳簿については、取引の電子化、キャッシュレス化等が進み、そもそも手書き自体が非常に減ってきています。この傾向は、今後さらに進んでいくと思われま

す。おかげで各拠点におけるフォーマットの標準化の問題も、無くなりつつあります。

しかし、「会計人にペンは不要」という時代は、絶対に訪れないことも確かです。ゆえに、手書き帳簿の絶対的量は激減しても、今までのポリシーは変えないように進めていただきたいと思

います。電子化後については、専用アプリケーションは人の介在するところがあまりありませんが、Excel等自由度の高いアプリケーションについては、真っ白なところから人が作るものです。計算機上で作り印刷するものですから、正しいものと誤解しやすいものですし、間違いも見つけにくくなっています。高機能なものではありますが、慣れていないうちはあまり高度なことは控えて、基礎的な機能だけを使うようにすれば非常に役立つものです。

そのあたりを考えて使用していただければと思います。

2024年5月30日

監事 安達 俊輔

社会福祉法人 「ゼノ」 少年牧場

理事長 寶子丸 周吾 殿

監事 小山 峰志

令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日までの令和 5 (2023) 年度の業務執行状況について、令和 6 (2024) 年 5 月 24 日、25 日の 2 日にわたり対面にて理事長及び各事業の管理者より事業の実施状況ならびに運営に関する課題等について報告を受けました。その結果につきまして、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各事業の管理者より事業報告書等の資料提供を受け、資料をもとに理事長同席の上、その業務ならびに職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、事業の実施状況等について確認を行いました。

監事監査チェックリストにつきましては、当該年度の理事会・評議員会の内容を踏まえ、前年度のチェックリストでの非該当ならびに未実施項目について当該年度の状況について確認を行いました。

以上の方法により、当該年度に係る事業報告等について監査いたしました。

2. 監査意見

- ▶ 当該年度はコロナウイルス感染症の 2 類から 5 類感染症への移行により社会情勢も大きく変化しました。社会福祉事業等においてもコロナ禍で実施していた制限が徐々に解除されてきたところです。当該法人の事業所におきましては、当該年度も感染者の発生による影響を受けた事業が存在するものの、全ての事業において適切な感染対策のもとで活動の機会が増え、活気が戻ってきているとの報告を受けました。
- ▶ 就労系の事業においては、コロナ前に戻るというよりはコロナ禍において対応してきたことが実を結び、安定した事業運営が継続的に実施されているように報告を受けて感じました。ただし、新たに光熱費や物価の高騰による影響が心配であるとの声もあがっておりますので、今後も創意工夫を重ねながら社会情勢の変化に柔軟に対応し、利用者への支援の質が低下することのないように取り組んでいく必要があります。
- ▶ 利用者や利用者のご家族の高齢化は毎年度において課題として取り上げられております。支援の在り方などの検討については介護保険など他制度との間での調整も必要となってきます。利用者本位で利用者の視点から地域共生社会を意識し、地域での連携やネットワークの構築などに積極的に取り組んでいくなど、先を見越して解決に向けて取り組んでいく必要のある課題であると認識しました。
- ▶ 事故報告や苦情報告については、その件数は特別に多いこともなく全体的に取り立てて問題はありませんでしたが、報告レベルや項目は事業所ごとで異なっているのではないかと感じました。今後、ヒヤリハット、事故報告、苦情報告に関してマニュアル作成などにより、統一された形でまとめられると、より法人内でのリスクマネジメントの意識向上につながるのではないかと思います。
- ▶ 前年度の監査において、服薬に関する支援のミスについて指摘いたしましたが、今年度も事故報告における割合が多いように感じられます。また医療的に適切に対応できていないケ

ースも見受けられました。服薬に関するミスは利用者にとっては大きなリスクを伴う場合も想定されます。支援する側がそれぞれの利用者の疾病や健康状態を理解し、服薬の必要性や注意事項についての情報を把握していることが重要です。また、医療・福祉・介護の専門職がかかわるうえでそれぞれの専門性に基づいて責任をもって対応することが支援チームに求められるところです。服薬支援などの医療的ケアにおけるミスをなくすことは当然ですが、もし間違いが生じたならば、また支援の段階で疑義があれば利用者の安全を確保するうえでも医師、薬剤師、看護師等の専門職に相談する環境を整えておくことが重要です。昨年度に引き続いての指摘事項になりますので改善に向けて取り組みを進めてください。

- ▶ 外国からの人財確保につきましては順調に進んでいるようですが、昨年急速に進んだ円安は、今後の外国人労働者の日本への求職に少なからず影響してくるでしょう。経済的な理由から日本を選択するメリットが薄れていく中では、「日本で働きたい」「福祉にかかわる仕事をしたい」と意欲的に考えられるように介護・福祉にかかわる職の魅力伝えていくことの重要度が高まります。そのようなところからベトナムに拠点を構える意義は高いと思われま。ベトナムでの育成や NGO 活動を通して日本で働くことを選択したベトナムの人達がモチベーションを維持し、安心して働き続けることができるように環境面での配慮や支援の充実も踏まえて活動を継続していただきたいと思ひます。
- ▶ 人財確保にかかる困難な状況は、社会的に解決の見通しの立たない重要な課題であり、利用者の高齢化によるケア負担の増加やスタッフの高齢化なども考慮すると、当該法人が行う事業の存続にも影響してくる課題であると言えます。スタッフの不足は労働衛生上の問題に直結し、負の連鎖の発生につながりかねません。人財確保はもとより、業務の効率化や業務負担の軽減に向けての取り組みを進めることも重要です。これからも引き続き、法人内での対話を大切にし、科学的ケアへの取り組みや業務における工夫・改善、人財育成や処遇の改善に取組み、働きやすい、働き甲斐のある職場づくりを総合的に行いましょう。
- ▶ 理事会・評議員会は、対面による会議形態に戻り、適切に協議する機会が設けられており、それぞれの議案に対して適切に処理されていると認めます。

以上から、法人全体としての事業運営は良好に行われていると判断いたしました。

【事業報告等の監査結果】

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 監事監査の結果、業務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。